

3 勤務間インターバル 制度普及促進のための検討会が報告書を公表

厚生労働省の「勤務間インターバル制度普及促進のための有識者検討会」

（座長：今野浩一郎 学習院さくらアカデミー長）は2018年12月21日、勤務間インターバル制度の普及促進に向けた報告書を公表した。

「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日、働き方改革実現会議決定）では、「制度の普及促進に向けて、政府は労使関係者を含む有識者検討会を立ち上げること」を盛り込んでいた。これを踏まえ、検討会は、2017年5月から議論を重ねてきた。報告書では、勤務間インターバル制度の導入メリットや課題、普及に向けた取組についてまとめている。同省は、報告書の活用を図りながら、働き方改革関連法の周知と併せて、勤務間インターバル制度の普及に取り組んでいくとしている。

導入の意義と背景

平成30年6月29日に可決成立した「働き方改革関連法」では、勤務間インターバル制度の導入を事業主の努力義務として規定している。

報告書では、「勤務間インターバル制度」は、労働者の終業時刻から、次の始業時刻の間に一定時間の休息を設定する制度であり、労働者の生活時間や睡眠時間を確保し、健康な生活を送るために重要な制度であるとした。

しかし、勤務間インターバル制度の導入状況を見ると、直近の「平成30年（2018年）就労条件総合調査」では、勤務間インターバル制度について「導入している」と回答した企業の割合は1.8%にとどまっている。

勤務間インターバル制度の導入の予

定がなく、検討もしていない企業の理由では、「当該制度を知らなかったため」が29.9%と高い。また、突発的な事情で残業が生じ、次の出勤時刻を遅らせる場合に、その分の代替要員の確保が困難であることなどの労務管理上の課題があることも示された。

導入メリット・課題

報告書は、制度導入のメリットとして、①健康維持に向けた睡眠時間の確保②生活時間の確保によるワーク・ライフ・バランスの実現③魅力ある職場づくりによる人材確保・定着④企業の利益率や生産性を高める可能性——などをあげた。

一方で、導入課題として、①制度の認知度が低い②中小企業等が導入する際の手順が分からない③就業規則の整備等に係る経費負担④突発的な業務が発生した際の代替要員の確保——などを挙げている。

普及に向けた取組

報告書は、課題に応じた取り組みを進めていくことを提言。まず、制度の周知については、「勤務間インターバル制度導入事例集」（厚生労働省）を活用し、行政機関はもとより地域の関係

団体等と連携して制度の周知を行うことを挙げた。

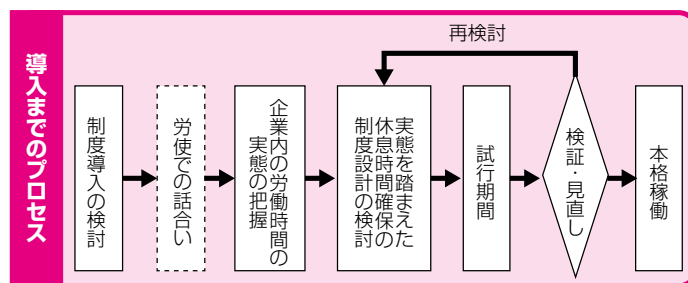
制度導入の手順については、本報告書でまとめられた「勤務間インターバル制度導入に向けたポイント」（図）を参考に、更なる導入促進を図る、としている。

導入企業の支援については、時間外労働等改善助成金（勤務間インターバル導入コース）による導入支援を引き続き行うことが重要とした。また、助成金による支援に当たって、申請者の負担軽減等の観点から、引き続き、助成要件や申請様式の見直し、添付資料の削減等の手続きの簡素化に努めるとともに、申請書記載例の充実を図っていくことも求められる、としている。さらに、労務管理の専門家による相談支援の実施も重要とした。

そのほか、関係省庁が連携を図りながら、取引環境の改善に向けた取組を一層推進することも盛り込んだ。

（調査部）

図 導入に向けたポイント



【各ステップにおける主な検討項目と留意事項】

- ・制度導入の検討・・・導入の目的、労使間の話し合いの機会の整備
- ・制度設計の検討・・・対象者、休息時間数、休息時間が次の勤務時間に及ぶ場合の勤務時間の取扱い、適用除外、時間管理の方法
- ・試行期間・・・制度の効果を検証
- ・検証・見直し・・・問題の洗い出し、必要な見直し
- ・本格稼働・・・就業規則等の整備、一定期間後の見直し

※報告書概要より編集部作成。